

第 119 回 マンション管理組合等セミナー開催御案内

マンション管理組合諸問題情報交換会

今回のテーマ

『民泊新法（住宅宿泊事業法）に伴うマンション管理規約の改正等について』 リミットは平成30年3月15日ご存知ですか！

ここ数年、民泊に起因した近隣トラブルも少なからず発生しており社会問題となっています。こうしたことを背景に、平成29年6月、民泊新法（住宅宿泊事業法）が成立し、一定のルールのもと民泊が解禁されることとなり、分譲マンションにおいても民泊が実施され得ることとなります。

今回、マンションにおける民泊、ウィークリー・マンスリーマンション、シェアハウスやホームステイ等の賃貸借をめぐるトラブルの防止のためには、民泊等を許容するか否かについて、管理規約の改正を考えてみませんか。

◎今回の民泊の改正併せて「違約金としての弁護士費用の請求」の管理規約条項について再考してみませんか。

※管理組合の方に限らずどなたでも参加できます。マンション管理士やこれからマンション管理士を目指す方、それ以外の方でも興味のある方は、是非一度お気軽にお越しください。

記

日 時 平成30年1月27日（土） 14:00～16:00

会 場 京都市立“ひと・まち交流館京都” 3階 第3会議室

（河原町五条下る東側）

テーマ 『民泊新法（住宅宿泊事業法）に伴うマンション管理規約の改正等について』 リミットは平成30年3月15日
ご存知ですか！

講 師 当NPO法人会員 マンション管理士 市毛 豊

参加費 **無料**（定員30名 先着順、定員になり次第締めきります）

主 催 **NPO法人 京都マンション管理ネットワーク**

連絡先 事務局 TEL/FAX 075-275-0514

ホームページ URL <http://www.kmkn.jp/>

参加申し込みは、裏面の用紙に御記入の上、**FAX**にてお申し込みください。

NPO法人京都マンション管理ネットワーク事務局

⇒ TEL/FAX 075-275-0514

